

判決年月日	平成２７年１１月３０日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成27年（行ケ）第10093号		
○ 発明の名称を「労働安全衛生マネジメントシステム，その方法及びプログラム」とする特許について，相違点の認定及び相違点の判断に誤りがあるとして，審決の一部が取り消された事例。			

（関連条文）特許法２９条２項

（関連する公報番号等）特許第４８２７１２０号，無効２０１４－８００１０５，特開２００１－３５０８１９号公報

判決要旨

１ 事案の概要等

被告は，標記特許権（特許第４８２７１２０号。請求項の数１９）の特許権者である。原告が無効審判請求（無効２０１３－８００１２０）をしたのに対し，特許庁が不成立審決（２０１４－８００１０５）をしたため，原告が提訴した。

原告は審決の相違点の認定の誤り及び相違点に係る容易想到性の判断の誤り等を主張した。

２ 裁判所の判断

裁判所は，以下のとおり，審決は，本件発明１（本件特許の請求項１に係る発明）と主引例である甲１（特開２００１－３５０８１９号公報）に記載された甲１発明３の相違点の認定及び相違点に係る判断を誤っており，本件発明１２，１６，１８（本件特許の請求項１２，１６，１８に係る発明）に関する判断についても同様であるとして，上記請求項に係る部分について審決を取り消す旨の判断をした。

審決の認定した相違点１につき，本件発明１の「歩掛マスターテーブル」は，「複数の工事名称，および，前記複数の工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素を含む」ものであるが，本件特許の明細書の記載事項並びに工事工種体系及び歩掛に関する技術常識に照らすと，本件発明１の「複数の工事名称，および，前記複数の工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素を含む歩掛マスターテーブル」にいう「工事名称」とは，本件出願の優先日当時，既に存在していた建設工事積算システムで使用されていた工事工種体系の「体系ツリー図」における「工事区分」，「工種」，「種別」，「細別」等の具体的な名称のいずれかをいい，また，本件発明１の「工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素」とは，体系ツリー図上，当該「工事名称」に紐付けられたものであれば，「関連付けられた」とものといえるから，当該「工事名称」に紐付けられた「工種」，「種別」，「細別」，「規格」等の各項目及びそれらの項目に紐付けられた作業工程，作業内容，標準単価等を含むものと解されるから，本件発明１の「工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素」にいう「要素」は，当該「工事名称」に紐付けられたものであれば，当該「工事名称」からみて体系ツリー図の「一つ下位の項目」のものに限らず，その下位のものや，更にその下位のもの等も

含むものと解される。そして、甲１発明３の「データ管理部」に格納されている「大事業区分から細別区分へと順次ツリー構造として構築されている情報」及び「歩掛」に係る情報は、本件発明１の「複数の工事名称、および、前記複数の工事名称の各々にそれぞれ関連付けられた各要素を含む歩掛マスターテーブル」（相違点１に係る本件発明１の構成）に該当するものと認められる。

相違点２について、本件発明１の「危険源評価マスターテーブル」は、「前記要素に関連付けられた危険有害要因および事故型分類を含む危険情報が規定されている」ものであるところ、本件特許の明細書の記載によれば、「事故型分類」とは、「危険有害要因」に対応して発生し得る事故の内容を意味するものと解され、甲１発明３の「安全管理情報」は、本件発明１の「危険有害要因および事故型分類を含む危険情報」に該当する。そして、甲１発明３の「データ管理部」に格納されている「原価管理情報」及び「安全管理情報」は、いずれも「代表作業用キーワード（細別）」（「コンクリート打設」）及びその各「規格」（「大」、「中」、「小」）ごとに関連付けられて格納されていることが認められ、「安全管理情報」の格納の態様は、「工事名称」（「代表作業用キーワード（細別）」）に関連付けられた「要素」（「規格」）に関連付けられたものといえるから、甲１発明３の「データ管理部」には、本件発明１の「前記要素に関連付けられた危険有害要因および事故型分類を含む危険情報が規定されている危険源評価マスターテーブル」（相違点２に係る本件発明１の構成）が格納されているものと認められる。

相違点３について、①本件発明１の「内訳データ」は、「前記評価対象工事に含まれる各要素を含む」データであり、「前記記憶手段に格納されている前記歩掛マスターテーブル」を参照して、「前記入力された評価対象工事の情報に含まれる工事名称」に基づき、「内訳データ生成手段」によって生成されるものであること、②本件発明１は、「内訳データに含まれる各要素」に基づいて、「当該各要素に関連する危険有害要因および事故型分類」を抽出することを理解することができる。甲１発明３では、入力された評価対象工事の情報に含まれる要素である「規格」に基づき、危険源評価マスターテーブルを参照し、「当該要素に関連する危険有害要因及び事故型分類を抽出」している。そして、甲１において、データが出力されるために、「代表作業用キーワード」の入力は必須であるが、「規格」の入力は必須とはされていない反面、甲１記載の「データ管理部」に格納されている「安全管理情報」は、「代表作業用キーワード（細別）」（「工事名称」）に関連付けられた「規格」（「要素」）に関連付けられて格納されているため、具体的な「安全管理情報」を出力するためには、「規格」が特定されなければならないから、甲１において、「代表作業用キーワード」のみを入力して、「安全管理情報」を出力する場合には、「代表作業用キーワード」に基づいて、当該「代表作業用キーワード」に関連付けられた「規格」の情報が読み出され、当該情報に基づいて「安全管理情報」が出力されていることを理解することができる。そして、上記「規格」の情報は、甲１発明３の「歩掛マスターテーブル」に格納されているものであって、「前記入力された評価対象工事の情報に含まれる工事名称」である「代表作業用キー

ワード」に基づいて、甲１発明３の「歩掛マスターテーブル」から読み出された、「前記評価対象工事に含まれる要素」である「規格」に係るデータであるから、本件発明１の「内訳データ」に該当し、また、甲１発明３には、上記情報を読み出す手段としての「内訳データ生成手段」が存在するものと認められる。

相違点４について、甲１発明３においては、「内訳データ」に含まれる「要素」である「規格」に基づき、データ管理部に格納されている「危険源評価マスターテーブル」を参照し、「当該要素に関連する危険有害要因及び事故型分類」（「安全管理情報」）を抽出しているから、審決の認定は誤りである。

相違点５について、本件発明１の特許請求の範囲（請求項１）の「前記演算手段を使用して、前記危険源評価マスターテーブルを参照して、前記内訳データ生成手段により生成された内訳データに含まれる各要素に基づき、当該各要素に関連する危険有害要因および事故型分類を抽出し、該抽出した危険有害要因および事故型分類を含む危険源評価データを生成する危険源評価データ生成手段」との文言によれば、本件発明１の「危険源評価データ」は、「抽出した危険有害要因及び事故型分類を含む」ことのみが特定されており、その形式や態様等が特定されているわけではないから、「危険源評価データ」は、抽出した危険有害要因及び事故型分類を含むものでありさえすれば足りるものと解される。

他方、甲１発明３において、「内訳データ」に含まれる「要素」である「規格」に基づき、「危険源評価マスターテーブル」を参照し、「当該要素に関連する危険有害要因及び事故型分類」（「安全管理情報」）を抽出していることは、前記(3)エ(イ)認定のとおりである。

そして、甲１発明３において、上記抽出した「安全管理情報」を利用するためにこれをデータとして出力し、「危険有害要因及び事故型分類を含む危険源評価データ」を「生成」するように構成することは、当業者であれば格別の困難なく行うことができたことが認められる。

したがって、甲１に接した当業者であれば、相違点に係る本件発明１の「危険源評価データ生成手段」の構成を容易に想到することができたものと認められる。